

帝政ロシア末期の宗教政策

霜田美樹雄

目次

- まえがき
- 一、帝政とギリシャ正教会
- 二、正教会の経済的地位
- 三、正教会を中心とする教育と文化
- むすび

まえがき

帝政ロシア末期の宮廷政治の腐敗と混乱を代表する人物としてはなんと云ってもラスプーチン Распутин, Григорий Ефимович (1871～1916) を挙げなければならぬだろう。彼はシベリアの農家に生れ一九〇六年末、宮中に入ってから、その予言と奇蹟により次第に勢力をえて皇帝ニコライ二世 Николай II, Александрович Романов, (1868～1918) [在位1894～1917] および皇后アリェクサンドラ Александрa, Фeодpовнa Романова, (1872～1918) の信任を得た。とくに皇后は不治の病を持つ病弱のアリェクセイ Алексeи 皇子をかかえたことも手伝って常軌を逸した迷妄の虜となり、怪僧の暗躍をほしのままにさせるに至った。皇后アリェクサンドラとラスプーチンが

優柔のニカライ二世を次第に押しつけて政治に干渉し、帝政末期を收拾つかざる混乱と腐敗に落しこんだ責任は軽くない。

他方、帝政ロシアはギリシヤ正教を支配的公認宗教とし、帝政維持の手段として保護育成してきた。もとよりラスプーチンがギリシヤ正教会の正式代表として宮廷に食い入った訳ではないが、彼をしてそのような暗躍をほしきままにさせる病理体質が末期の帝政制度と正教会組織にあつたことも否定できないであらう。そこで、ここでは帝政崩壊の政治史成立の底辺の一つとなつた国家と教会の関係を、正教会の組織と活動の面にスポットを当てて考察することにした。そうすることによりそこから逆に宗教と国家の関係、むすびつきがロシアにおいてどんなものであつたか、つまり国家がどのような宗教政策をとつていたかが分明されると思う。

なお帝政版図内の旧分離派、ローマ・カトリック、プロテスタント諸派信徒および少数民族の信仰たる回教、ユダヤ教、仏教各信徒などに対する宗教政策を同一傾向を保持していたがここではとくに取り上げて検討しなかつた。

一、帝政とギリシヤ正教会

——帝政の宗教政策(1)——

1. ロシアにおけるギリシヤ正教会略史

a. ギリシヤ正教会の実権の変遷

五世紀ローマ帝国の東西分裂に端を発し、それぞれの地のキリスト教会は、教理の維持、教会活動の特性、教会運営の形式などにつき重要な相違をきたす歴史的特性を担つて一、〇五四年ついにローマ・カトリック教会と東方ギリシヤ正教会の二組織に分離した。後者はビザンチンの強力な帝国権力により組成され発展し、行政的、司法的機能も

負わされた国家の強力な構成部分として帝国権力を保持した⁽¹⁾。一、四五三年東ローマ帝国がトルコに滅されるや、既にそれ以前からロシアに滲透していたキリスト教はロシアをしてギリシヤ正教史上重要な地位を占めさせるに至るのである⁽²⁾。すなわち九八九年キエフ公ウラディミール Владимир Святославич (955~1015) がキリスト教に改宗して以来、教えはロシアに拡大し、またその教会組織は封建諸侯の権力の堡壘と化した。つまり封建関係の発生と封建的支配階級たる諸侯権力の出現は、それ以前存在した未開宗教をして既にこの支配的階級のつくり上げた利益保持にこたえられなくなったと云へよう⁽³⁾。キリスト教およびその組織は古い文化を解体し新しい時代の要請にこたえた。その後モスクワ公国の上昇で、ばらばらなロシア領土が統一的集権国家に合同しはじめ、イヴァン四世(雷帝) Иван IV, Васильевич Грозный (1530~84) [在位1533~84] の帝政制度確立に当り、政治の合同化に関心を有する教会の社会的経済的影響力を政治に広汎に利用した⁽⁴⁾。その後前述の如くビザンチン帝国は滅亡し、コンスタンチノポリス総主教はトルコの支配下に置かれて迫害され、財政的にも逼迫してきた。

イヴァン雷帝の子フョードル一世 Фюдр I, [在位1584~1578] 皇帝時代に政治の実権を握り、かつ尊敬と名譽を自己の中央集権化に資せんとするボリス・ゴドノフ Борис Феодорович Годунов (1551~1605) [在位1598~1605] の目論見と全権と虚名に執着せんとする宗教組織が迂途曲折を経て一、五八九年⁽⁵⁾いまままでコンスタンチノポリスのギリシヤ正教の配下にあったモスクワ府主教 Мирополит はそれより信者権力の譲渡をうけてモスクワおよび全地総主教 Патриарх の称号を持ち、また彼を頂点とするギリシヤ正教会の総主教管区制が整備されるに至った。かくて教会は皇帝の忠実な支持者となり、国家は教会を保護しキリスト教は栄えた。

b. 宗務院の成立

とは云えギリシヤ正教会組織内部にはロシアにおける階級的、階級内的闘いを反映した様々の風潮、傾向が発生す

ることも当然である。少し遡って既に一四世紀末封建的圧政に反撥する宗教的外被を着たプロテスタトに示される異端 *ереси* が発生した。公認教会は異端者 *еретик* を苛酷に迫害し、かれらを焚刑などの刑罰に処した。⁽⁶⁾一五世紀末から一六世紀末にかけて指導者内部の分派が見られたが、一七世紀後半ギリシヤ正教会はニコン *Никон* (1605～81) 総主教の教会改革以後、それに不満のものは分離派 *Раскольники* を形成、その後公認教会 *Официальной церкви* に対し敵対関係入り、正教会および帝政支配はそれに迫害を加えるに至った。⁽⁷⁾

その後⁽⁸⁾ ユートル一世 *Петр I, Алексеевич Романов* (1672～1725) 〔在位1682～1725〕は一七一八年勅令を発し、総主教制を廃し、新たにこれに代るべき宗教組織団体を創設する目的をもって宗務規則 *Духовный регламент* の作成を⁽⁹⁾ *Псков* の主教⁽¹⁰⁾ *Феофан Прокопович* に命じた。一七二〇年その規則が整い翌一七二二年宗務院 *Синод* 正しくは、聖なる、最高支配の宗務院 *Святейшего, преемственного Синода* が発足した。⁽¹¹⁾ これは皇帝により指名された高位聖職者の代表者からなるギリシヤ正教会支配の最高組織で、構成員は皇帝に対し忠順の宣誓をし、国家の利益を守ることを約した。

宗務院の任務は聖職者教育施設を司り、修道院、教会任務の監督から信仰の純粹性保持のため迷信、異端、分派の摘発、糾問およびその他宗教生活上の最高行政司法体制を完成した。⁽¹²⁾

宗務院はまた皇帝に対して責を負い宗務院の活動について指導し、皇帝は逐一報告する俗人たる宗務総監 *Обер-прокурор* を置いた。彼は皇帝の宗教政策の具現者として宗務院に席を占め、国家と教会の連絡官たるべきもの、すなわち「皇帝の目」であった。はじめ総監は宗務院における単なる書記であったが、一九世紀にはこの官職は教会行政上の絶対支配権を保持し、二〇世紀、特に⁽¹³⁾ *Константин Петрович Победоносцев* (1827～1907) 〔⁽¹⁴⁾ 在位1880～1905〕が総監のとき、正教会の眞の支配者はツァーでなく彼そのものであったといわれた。⁽¹⁵⁾

かくて宗務院は事実上まったく世俗権力 (Витской власти) のコントロールに従属させられるに至った。つまりピートル一世の教会改革は教会を国家装置 Государственное аппарат の一部と決定的に変化させ、専制的農奴体制に奉仕させた。⁽¹²⁾ 宗務院の構成、そして宗務規則にかかれてある聖職者たちの権利義務は大革命に至るまでほとんど変ることなく経過した。⁽¹³⁾

2. 聖職者

a. 聖職者の職分

正教会を構成する聖職者について考えて見るに彼等は一般に大別して高位聖職者と聖堂区つき聖職者に区分されるだろう。いまロシアの聖職者についてツルゲーネフ Н. И. Тургенев (1789~1871) の言葉を借りれば、前者は府主教 Митрополит 大主教 Архиепископ 主教 Епископ など高位を持つ主教職の聖職者で、これは昔時はロシアにおける唯一の修道者団たる聖バジリウス会 Святого Василия から採用された。⁽¹⁴⁾ 後者は妻帯者でなければならぬが、生活費はすべて聖堂区の信徒が提供する援助に俟つはかないため極めて多くのものが貧窮な生活を送ることになる。⁽¹⁵⁾ 聖職を志す青年たちには神学校卒業に際し、修道士生活に入るか、聖堂区つき聖職者になるかの二つの道がある。修道士となって勉学を続けるものは少しでも能力があり勤勉であれば、果進して主教職に到達する。修道士を志すのは立身が目的でないとしても、他人の世話にならずにやってゆけ、まじめな勉学に安心してふけることの出来る地位の方を好むのは無理もないだろう。他方聖堂区つき司祭が主教になろうと思えば、妻 полагая を失うかまたは離別した後、修道士の法衣をつけなければならぬからその転換は特別のケースといつてよいであろう。⁽¹⁶⁾

b. 聖職者の社会的地位

一般に、自分と家族のための生活の糧を多かれ少かれ自分を司牧者と呼ぶこととなる人々の厚意に頼らなければな

らないような地位、つまりほとんど見捨られた地位、すなわち聖堂区つき聖職者は人々からあんまり尊敬されていないことも事実である。⁽¹⁷⁾しかし彼等の側にも責任の一半はある。かれらの職務の物質的な面、礼拝という外面的義務を果すことさへ満足にやることのおぼつかないような劣等で卑しい地位におかれている。かれらの地位から云って信徒に道德的影響を及ぼすなどとても望めず、まして民衆の良心を導くなどまったく思いもよらないことである。⁽¹⁸⁾

ツルゲーネフのこの記述は一九世紀の中葉（一、八四七年）つまり農奴解放前の聖職者の状態であり、その後ロシアの聖職者の社会的地歩や状況も相当に改善された。たとえば古くから断続的に存在していた正教会活動の友好団体 *Содружество* が一、八六四年に再建され、各教区における慈善、社会事業、教育活動を含めた広汎な布教活動を改善し密接な連絡を保つ意味で教区連絡委員制 *попечительство* が採用されたり、⁽¹⁹⁾聖職者に対し後述の如く一、八九三年以降国庫給与補助が実施されるなどなされた。⁽²⁰⁾とは云え聖職者に対する評価、信頼性が革命前まで大筋において甚しく変化をとげるところまで行かなかつたことは残念である。革命前の正教会聖職者構成は従軍僧および一部アウト・サイダーを除き一般には第一表の通りで、最高の教会組織として宗務院がおかれ、そのメンバーは時々変るが八名ないし一〇名の府主教 *Митрополит* 大主教 *Архиепископ* 主教 *Епископ* および地方教会監督者 *Протопресвитер*（つまり后祭職 *Священник* のうち皇帝より指名をうけたものよりなる。教会は六四管区に区分され、宗務監督局 *Клерикальное Консистория* のアドバイザーで主教職が管理している。管区 *Диоцезия* の境界はだいたいは行政区域のそれと一致している。主教職について、管区のうちペトログラード *Петрград* モスコウ *Москва* キエフ *Киев* の三つのそれは府主教の称号をもち、また西ウクライナ *Галиция*、ルズィンク *Русинск* 管区のみは特別に監督主教 *Екзарх* を置く。大きな管区になるほど責任者の下に補佐のため主教、副主教 *Супфорог* などがおかれる。これに対し修道院外聖職者 *Секуляризованный Клерик* は後述の如く次第に増大していることに注目すべきであろう。

(第一表) 革命直前のギリシャ正教会聖職者構成*

(最高行政機関)		
宗務院	Синод→宗務総監(俗人) Обор-прокурор	1人
(高位聖職者: 主教職)**		
総主教	Патриарх	0"
府主教	Митрополит	3"
大主教	Архиепископ	26"
主教	Епископ	80"
副主教	Суффраган	80"
退役主教	Епископ в отставке	20"
(聖堂) —64管区—		
教会	Церковь 54174教会	
(そのうち教区教会→司祭つき) 40746教会		
聖堂	Храм и Орагрия 23593堂	
(含小祈祷所)		
(聖堂区つき聖職者: 司祭職) —修道院外聖職者—		
司祭職	Священник	
主席司祭	Протоиерей	3246"
司祭	Иерей	47859"
司祭補	Дьякон	15035"
補祭見習	Гимн-певец	46489"
(修道院内聖職者)		
修道院	Мужеской Монастырь 550院	
修道士	Монахия	11845"
修道士補	Посушни	9485"
尼僧院	Женский Монастырь 475院	
尼僧	Женская Монахия	17289"
尼僧補	Посушница	56016"
(聖職者養成施設) —一般人のための教会立教区学校を除く—		
神学大学	(男) 4校	995"
"	専門学校(") 57"	22734"
神学校	(") 185"	29419"
聖職者女学校	(女) 11"	2177"
管区神学女学校	(") 72"	28671"

* S. V. Troitsky, "Statistics of Russian Church" in the hoak

J. Hastings ed., Encyclopaedia of Religion and Ethics, vol.

X, Edinburgh, 1918, p. 825~その他より作成

** 1915年統計, この項目以外は1914年統計, いずれも宗務院最後の統計報告といわれる。

このほかトロイツキーは西ウクライナ Галиция 管区のための特別役職として監督主教 Екзарх 1名を挙げている。

(第二表) ギリシャ正教会組織の推移

	実 数			正教会信徒10万人当りの数		
	1,738	1,840	1,890	1,738	1,840	1,890
教 会	19,901	31,333	40,205	106	71	53
聖 職 相	124,923	116,728	96,892	771	265	137
(うち司祭, 補祭)	—	52,548	54,957	—	119	76
修道院, 尼僧院	948	547	724	6	12	1
修道士, 尼 僧	14,282	15,251	40,286	89	34	56
舎士補, 尼 補						
(うち 男)	7,829	8,381	12,712	49	19	18
(うち 女)	6,453	6,870	27,574	40	15	38

* П. Миллюков, Очерки по истории русской культуры, часть вт, пятое изд, Петроград 1916, стр 168 より引用

3. 正教会支配の内幕

a. 正教信徒の増大

支配的宗教としての正教会は一八世紀から一九世紀にかけてその信徒数が増大している。いまミリュエーコフ Паб-елъ Николевичъ Милюков、(1859~1943)の記述によると、正教会聖職者組織が一般に逐年増大しつつあるが、それにもまして注目されるべきは信徒数の増大であったという。⁽²¹⁾一、七三八年には信徒は一、六〇〇万人以上ではなかったが、一、八四〇年には四、四〇〇万人、一八九〇年、七二〇〇万人に膨大化した。⁽²²⁾これに対して宗教諸制度施設、聖職者数の対信徒数比は相対的に低下しつつ、一九世紀末の実数は一世紀半以前のそれとの対比で教会数で約半分、修道士数二・五分の一、司祭者数で六分の一減となっている。⁽²³⁾

ではなにゆえこれほどまで信徒数が増大したのであるうか。ロシアの聖職者たちの教養高き魅力的な布教力のゆえであるか、彼はこれに関してまず、教会の強い同化力を挙げてゐる。革命前五〇年間、公式統計では百万人、正確には一、一七二、七五八人を他から正教会信徒に改宗せしめた。⁽²⁴⁾このうち半数、つまり五八万人はカトリック、プロテスタント、ギリシヤ東方教会 Рекоуниат 徒からである。しかしプレオブラジェンスキー Преображенский によれば一一万(カトリック七・五万、プロテスタント三・五万)としている。⁽²⁵⁾いずれにしてもこの改宗は伝道の結果、教会指導者、熱心なる信徒の努力の成果と見做されるのである。しかしながら残余の四七万人の改宗については彼は宗教的なものよりはむしろ民族的、政治的原因と見ている。⁽²⁶⁾二五万の東方ギリシヤ教徒は一、八九五年に転向した(一、六七四、四七八人の東方ギリシヤ教徒は一、八三六〇九年に既に改宗していた)し、一〇万以上のラトヴィア人とエストニア人は一九世紀の四〇年代に、同数のカトリックは一、八六三年ポーランド反乱抑圧後転向している。⁽²⁷⁾

かくてギリシヤ正教会信徒のこのような政治的増大は一、九〇四年、ロシアにおける九六の行政区画 Административных уаствей のうち三四県 Губерний は九〇%以上ギリシヤ正教徒で構成され一四県では七五%以上、九県で五〇%以上、五県二五%以上、五県一〇%以上、一一県五%以上、と記されている。つまり半数以上の県が五〇%以上の信者住民をもっていたことになる。⁽²⁸⁾

b. 異教徒の強制的改宗

前述の如く正教会信徒の増大が布教説得による内面的帰依によるよりも政治的支配に帰因することがヨリ多かつたことは否定できない。異民族、異教徒に対するギリシヤ正教会の改宗手段がどんなものであったかは次の事実から、おおよそ省察せられ得よう。

すなわち一、八九三年ブリヤート Брят 族が恐れ乍らと訴え出でたところによると、ギリシヤ正教に改宗させるに当って、「警察は日夜非キリスト教徒たちブリヤート族の住居を襲い、次のようなことをやった。

彼らは家の中で見つけた異教の偶像をくくり、その後遠慮なく強制的に洗礼を施したり、あるいは宣教師の家に拉致する。もし反抗でもしようものなら、縄で縛り、拷問し、無差別に牢屋に押し込め、飢えと寒さに困らせ、金銭的処罰を要求したりなどしてギリシヤ正教会に引き入れた⁽²⁹⁾」というのであった。

ブリヤート族のこの訴は教会自体の秘密資料で確認されている。

一、九一三年イルクーツク大主教セラフィム Серафим が時の宗務院宗務総監ダマンスキー П. С. Даманский 宛作成した報告書に詳細に「ブリヤートの多数がギリシヤ正教から離脱して仏教へ行った」理由についての宗務院の質問に答えている。⁽³⁰⁾それによると「一、九〇五年までイルクーツクの異民族男女一万人を洗礼した。しかし同一、九〇五年末までわずか一〇名の破門を除いて、かれらのすべては仏教(ラマ教)に鞍替えし現在もそのままつづいてい

(13)
29)。

ギリシヤ正教から離脱することは後述する如く、九〇五年四月一七日および一〇月一七日の勅令 *Всесоюзная*
Указ 發布直後実現された。勅令はロシア帝国臣民に宗教的信仰の自由を与えたものであり、それは「ギリシヤ正教
に算入されるが実際には先祖伝来異教の信仰活動をしている者はそれに復帰する充分の実現性を持つ」とした。⁽³²⁾

ブリヤート族の上に物理的強制手段を行使することにより、無理してギリシヤ正教徒として獲得したものであること
を大主教自身認めたのである。つまり彼は一九世紀の四〇年代までブリヤート族に対し「市民および地方権力の協
力、それは褒賞で、ときには強制を奨励し、洗礼を施したことを認めた」⁽³³⁾のである。

正教へのこのような強制的改宗はその宗教に対する理解のしかた、つまり信仰の度合に影響せずにはおらない。
一、八五九年宗務院がロシアの正教徒五一、四七四二〇〇人の宗教生活調査を行ったが、その結果三五、〇八七、〇
九七人が信仰告白ないし聖餐拝受まで行った。また三、四一七、二三一一人の成人、九、二三二、二三四人の子供は礼
拝にも顔を見せなかった。そのうち八一九、九五一人はもっともと思える口実をつくったが、残りは告白もしなかつ
た⁽³⁴⁾ということである。

信仰、帰依の疎遠、形骸化は聖職者達のその使命に耐えうる力量の不足ということも依然として大きくものを云っ
ているかもしれないが、なんとしても一番重要なことはギリシヤ正教会がロシアにおける支配的宗教であったという
ことであろう。最高権力が国家と同様、教会をも支配しているところではこのような政治と宗教の癒着の中で民衆が
本能的にもどのように対処せざるを得ないかの一つの実例を示していると云えよう。

c. 信仰寛容令の前後

たしかに信仰自由の勅令發布以前はギリシヤ正教会の支配的優越性が特に明確であつた⁽³⁵⁾し、改宗は極端な困難が伴

つた。⁽³⁶⁾つまりロシア人の信仰はほとんど政治的に操作されたものであったと云つても過言でない。

そしてその支配的優越性を維持するための強制手段も苛酷に実施された。たとへばギリシヤ正教を支持しないあらゆる人人を圧迫することは制服を着た人、法衣をまとつた僧侶がこのように正教信仰を拒否した人人の上に特別に狂暴な暴力をふるつたのである。のみならず、正教に対し公然と否定的に発言、行動するものに対し帝政裁判所は「瀆神 *Боготульство*」といふことを持ち出し⁽³⁷⁾重い国事犯 *Государственное преступление* と見なしたし、また正教からの離反は刑事上相当の所業として迫害し、無条件的に正教信仰を要求した。それは一、九〇六年に廃止されたが、*矯正および刑事上刑罰法典 Уложения о Наказаниях Уловных и Исправительных*、第一七六条に「すべて正しい信心を有せざるときは一二年ないし一五年の徒刑労役の流刑処罰を相当とす」⁽³⁸⁾といふものを悪用したのであった。これにより実に多数のものが、一僧侶の言葉を借りれば「神様のおかげでコーカサスとシベリヤに流刑になりました」⁽³⁹⁾のである。

一、九〇一年レーニンは宗教に関する右の法を特長づけて次の如く記している。これは非キリスト教、分離派、セクト、その他ユダヤ教などの各教に対して恥すべき法典であり、それは他の宗教の信仰告白を禁止するか、布教を禁止するかまたは信仰を個人から奪う法典であつた、これらすべてはそれ自体不公平であり、強制的であり、不名誉なものであつた。⁽⁴⁰⁾としてゐる。

僧侶にはパンと半シトフ・ウォトカをもつて行かないと子供を洗礼してくれない。……彼らは神聖な福音書について語り、こう誦んできかせる、求めよさらば与えられん、叩けよさらば開かれん。われわれは求めに求めているが与えられない。叩けども開かれぬ、それなら扉をやぶつてとるより仕方ない……⁽⁴¹⁾これは第二国会における無党派議員モロース Мороз の発言の一部である。このような行動はなんと云つても農民の一部であるが、しかし教会への

国民の無関心 Охлаждения 等の事實は一、八八八―八九年宗務院総監の報告にもはっきりと現われている。このような無関心さの現れは有害な社会主義の宣伝と、神の恵みから程遠い国民の教育の無理強いの結果と反省している。⁽⁴²⁾つまり国民に対する教会權威の低落の事實と社会主義思想発展の事實をやむを得ず認めていた。一、九〇六年第一号教会年報 Церковный вестник は「聖堂においてさえ昔の宗教的、愛国的生活慣習たる習俗、風俗を放り出すほど国民の敬神の度合が減少した」⁽⁴³⁾と苦々しく愚痴をこぼしたほどである。

そこに、ギリシヤ正教の特殊な地位と相対的な信教の自由につき、信教寛容の勅令を発した君主の目論見とこれを実行する最上の手段を検討する目的で一、九〇五年内閣委員会によって宗務協議會 присутствие が召集された。

これは既述の如く一、九〇五年信仰寛容勅令によりロシア国民は正教会から他宗へ一応、転宗する権利を認められたので、その結果前述のブリヤート族の例をはじめ、ローマ・カトリック、プロテスタント諸派の影響のもとに殊に西部地方では一時数十万人が正教会から離脱した。この新しい事態に対処する正教会組織再構成の必要性から設立されたものだが、それが後に宗教制度改革評議會 Совещание となり、これが革命前まで形式的に存続した。⁽⁴⁴⁾ところでニカライ二世の信仰寛容令はいわゆる一〇月宣言の一環をなすものであったが、宣言自体がその後の反動攻撃で有名無実化されたと同様のコースを辿って事実上反古にされた。

4. 正教会の国家装置化

a. 教会の政治干渉

「教会は国家に農奴的に従属し、ロシア人は国家的教会に農奴的に従属した」⁽⁴⁵⁾というレーニンの言葉は両者の関係を適切に表現しているよう。

事実、教会は政治的範域に代表を送ることを許された。宗務院の宗務総監は内閣の一員であり、また最高裁判所の

一員でもあった。これは教会に関する事実が処理されるとき列席する権利があった。⁽⁴⁶⁾

高位聖職者層はまた国会 Дума に多数の議員を送って帝政と正教会組織の維持のため活躍し、二〇世紀当初その活動の底辺として保守的君主政維持組織としてのロシア人民同盟 Союз Русское народъ и Сивиль・アルファンデル同盟 Союз Михаил Архангел などにより進歩的勢力に対し暴力的戦闘を挑んだいわゆる黒百人組 Черносотенные の活躍はあまりにも有名であり、⁽⁴⁷⁾ 聖職者が陰に陽に数多く加担したことは周知の事実である。

また、各司祭職はゼムストボ Земство の会議に出席する僧侶議院を任命する権利をもった。⁽⁴⁸⁾ なおそのほか下級聖職者・司祭職について云へばかれらは後述の如く国民に直接接触し、その出生死亡冠婚葬祭に支配的宗教の地位から必然的に立会うことになり、それらの記録、証明などいわゆる戸籍事務という国家、地方自治体の末端業務を掌握するにたいてる。国民は好むと好まざるにと拘らず聖職者と接触せずには日常生活すら満足になし得なかった。レーニン Владимир Ильич Ленин, (1870~1924) は一、八九八年七月一〇日同志でありフィアンセであるクルプスカヤ Надежда Константинова Крупская, (1869~1939) と流刑地のシムシヨンスコフ Шушенское の教会で結婚式を挙げた。ともに社会主義者であり現政治体制、宗教および教会組織の批判者である兩人が教会で婚儀を行ったことは、かれらにむけられたロシア当局の半ば強制的命令? に対するやむを得ない対応策であったこと、⁽⁴⁹⁾ つまりそうしなければ正式の婚姻と認められなかったとは云え一般的にはきわめて奇妙なこととして受取れる現象であった。

次に革命前までロシアでは前述の如く中世的ないわゆる宗教裁判法 Средневековые инквизиционные законы が行なわれていた。それはレーニンの言葉を借りれば「信者や非信者を迫害し、人の良心を強制し、あれこれの国家的教会の火酒の分け前にあずかった政府の地位と収入を束縛した」⁽⁵⁰⁾

かくて、そのような形で帝政に対する革命運動の抑圧機関のうちで宗教組織、それも特にギリシヤ正教会組織が重要な役割を占めていた。⁽⁵¹⁾ことを示している。この事態は教会関係担当者も認めているところである。教会の司祭(主祭長)であり教授であるゴルチャコフ「Горчаков」でさえギリシヤ正教会の国家に対する関係を「ギリシヤ正教省 ведомство православное исповедания」と表現した。⁽⁵²⁾これはこれ以上の言葉がないほどその関係をよく表現している。そしてすべての教会事務はその組織からして国家官吏の職分と同じであり、それは云うまでもなく宗務院の宗務総監と密接な依存関係をもっているとした。⁽⁵³⁾

一言で云えば正教会の主要な地位「Положения」は国家すなわち教会、国家主脳部すなわち教会指導者、支配的上層部すなわち正教信仰保全者、神聖な教会管理者たらしめずにはおかなかった。⁽⁵⁴⁾

b. 市民生活の前提条件

さて、信仰寛容令以後においても実質的には次の事態は生きていた。すなわち革命前まで生きていた「軽犯罪予防措置法 Уставе предупреждений и пресечении преступлений」第二卷第一部第七八三条に、決闘、文書誹訪、泥酔、密猥、公衆浴場での男女混浴を根絶するための配慮とならべて、正教の教義に反対する論争や、正教徒を他の信仰あるいは分離派に改宗させようとする行為を監視すること⁽⁵⁵⁾が地方警察署長に依託され、彼は戦時、平時を問はず信仰に敬意を払うことを怠ったかたむきのあらゆる行為を予防または阻止する方法を講じたのである。だからロシア人はけっきょくこのような制度的威嚇の中で正教の日常性を叩き込まれたのである。

とは云へ、一般にある政策の遂行に当っては物理的強制手段だけでなく多くの場合、心理的説得手段も適宜混合併用される。つまり、「飴と鞭」の使い分けである。正教会が右のような強制手段をもったほかに次のような条件付利益供与も準備した。つまり正教信仰に帰依していれば国家官職を得たり、領土内各地における居住につき法の保護を

うけるし、勉学のための学校施設も利用でき(56)るのであった。

なお言論出版の自由について云へば正教会は政府から次の特権すなわち出版検閲権を与へられていた。それは、宗教に関する出版物はすべて教会の公式検閲委員会の許可なく印刷出版することは法により禁止されていた。(57)一九〇一年ペテルブルグとモスクワの検閲委員会は三、七三四の著作を検討し、三、四五三件を認可した。不許可の数が相対的に少いように思えるが、検閲制度の重要性は他にある。それは疑いもなく委員会が必ず拒否するような著作は決して書かれないし、提出されない。かくてこの検閲制度は正教会とそれを支持している国家を助ける役目を果たした。

- (1) Большая Советская Энциклопедия т. 34, 1955, стр. 360
 - (2) J. F. Hecker, Religion and Communism, London, 1933, p. 38
 - (3) Большая Там же. стр. 361
 - (4) Там же.
 - (5) 『らうまじきなぐり』 四五三年にザンチン帝国滅亡前後、モスクワは一応ギリシャ正教会から独立していた。事実、一、四四八年ロシア正教会主教會議 Соборание епископ がモスクワに開催されモスクワ府主教が自称総主教となつてゐた。Там же. 45 cf. M. T. Florjocky ed. Encyclopedia of Russia and the Soviet Union. 1961. London. vol. II. p. 45
 - (6) Там же.
 - (7) Hecker, op. cit p. 46
 - (8) E. H. Minns, Russian Church. in the Bk. J. Hosings ed. Encyclopedia of Religion and Ethics, vol. X. Edinb. urgh, 1918, p. 873
 - (9) Большая Там же. 39, 1956, стр. 98
 - (10) E. H. Minns, op. cit, p. 873
 - (11) J. S. Curtiss, Church and State in Russia, The Last Years of the Empire, New-York, 1965, p. 42~43.
- 当然のこゝろに、この連邦文獻は彼を反動的非開化主義者として (АН СССР, Краткий Начинно-аггегистический Словарь, Москва, 1969, стр. 535) 記されてゐる。帝政の忠僕だった彼は西歐文化に通暁した達識の士であつた。

- cf. K. P. Rovedonostsey, *Reflections of a Russian Statesman*, trans. from his Russian book *Московский Сворник*, 1896, Michigan, 1965, p. 6~19, p. 194~232
- (2) Большая Там же. т. 34. стр. 361
- (3) E. H. Minns, op. cit. p. 873
- (4) Н. И. Тургенев, *Россия Русские*, Вр, Москва. 1907. стр. 26 (但し原書はフランス語) 邦訳、山本俊朗訳『ロシヤの文壇』廣文堂(昭三十七)二四頁
- (5) Там же. 同前' 邦訳' 四頁
- (6) Там же. 同前' 邦訳' 四頁
- (7) Там же. 同前' 邦訳' 二五頁
- (8) Там же, стр. 21 同前' 邦訳' 一〇頁
- (9) E. H. Minns. op. cit. p. 874
- (20) 第三編 第二章 參照
- (1) П. Милоков, *Очерки по истории Русской Культуры*, часть вт. Петрограда, 1916, стр. 169
- (2) Там же.
- (3) Там же.
- (4) Там же.
- (5) Там же.
- (6) Там же.
- (7) Там же. стр. 170
- (8) "Статистический ежегодник России за 1904 s." СПб., 1905, стр. 101
- (9) М. М. Персиц, *Отделение Церкви от Государства и Отделение школы от Церкви в СССР*, Москва, 1958, стр. 7
- (10) Там же. стр. 8
- (11) Там же.

- (32) Там же。
- (33) Там же。
- (34) П. Млюков, Там же, стр. 170
- (35) ヘルシマンによれば帝政末期の宗教と教会が実現した国家との相互関係は次の三分類を可能とする
- A. 支配的宗教——ロシア・ギリシヤ正教会
- B. 活動制限的認可宗教——ローマ・カトリックをはじめキリスト教八派、ユダヤ教、回教、仏教など
- C. 邪教——有害な宗教として迫害
- M. M. Персиц, Там же, стр. 4
- (36) 転宗の可否をめぐって A は自由。A → B なら C は原則として認めない。B なら C → A の逆、極端に困難。 Там же。
- (37) Там же, стр. 8
- (38) Свод законов Российской империи” т. XIV, СПб, 1885, стр. 176
- (39) В. И. Ленин, Соч. т. 5, стр. 269 邦訳、レーニン全集（大月書店版）第五卷二九八頁
- (40) Там же, т. 6, стр. 366 同前、邦訳第六卷四一四頁
- (41) Там же, т. 13, стр. 352. 同前、邦訳、第一三卷三九三頁。なお宗教論争は第三国会においても各党派の対立を激化した。 Там же, т. 15, стр. 383~390 邦訳、第一五卷四〇五~四一四頁、および中村義知著『ロシア帝國議会史』（昭四一）風間書房、二二九頁参照
- (42) “Вспомогательный отчет обер-прокурора святейшего Синода К. Победоносцева по ведомству православного исповедания за 1888~1889 2.” СПб. 1891, стр. 74
- (43) Л. М. Емельян, Англицерковное движение крестьян в годы первой русской революции,——“Вопросы истории религии и атеизма” стр. 1955, No. 3, стр. 474
- (44) この委員会はニコライ二世は一九一六年、時の宗務総監の報告にもとずき教会の内部組織と行政につき根本的改革を指示した。 cf. E. H. Mims, op. cit. p. 875
- (45) В. И. Ленин, Соч. т. 10, стр. 66 邦訳、レーニン全集第一〇卷七一頁
- (46) J. S. Curtiss, Church and State in Russia, The Last Years of the Empire, New-York, 1965, p. 37

- (47) Большая. Там же. 1957 г. 47, стр. 197
- (48) J. S. Curtiss, op. cit. 上の引用は、この著者の著書「Культурный В. В. Верхояской 15 宗教國家が帝政の國家機關の形成の過程に對しては、國家の經濟力やキリスト教の作用を述べた。П. В. Верховский, Учреждение духовной, коллегии и лиховный регламент, т. 1, Ростов-На-Дону, 1916, стр. 504
- (49) А. Ивановов, Ленин в Сибирской ссылке, Москва 1962, стр. 141
- (50) В. И. Ленин Соч. т. 10, стр. 67 邦訳「レーニン全集第10巻」11頁
- (51) М. М. Персиц, Там же, стр. 5
- (52) “Сборник Государственных знаний,” под ред. В. Л. Безобразова, т. II, Разд. “Критика и Библиография.” СПб, 1875, стр. 213
- (53) Там же.
- (54) “Свод Законов Российской империи, т. 1, СПб, 1906, стр. 64
- (55) Там же, XI, т. 1, СПб, 1896, стр. 1
- (56) М. М. Персиц, Там же, стр. 7
- (57) J. S. Curtiss, op. cit. p. 35

二、正教會の經濟的地位

——帝政の宗教政策(2)——

1. 教會財産への保護

a. 財政の非公開性

國家と教會のどのような研究も教會の經濟的狀況、その資金、收入、資源がどこから出ているか、それをどのように配分しているかなどをできるだけ考察の対象とするのでなければ不充分であらう。

教會、修道院の所領土地、建物その他の教會財産がどのような寄進元をもっているかは一般に公表されないので正

確な情報はつかみがたい。つまり教会財産は「信者の神へのささげもの Жертву верующих целовека бору」⁽¹⁾と

て与へられたものであり、したがって信者の監視に属さぬものと理解されているからである。

とは云へ国家と教会の強固な同盟は前者か後者に対し少なからぬ額の融資援助を行っていることも争えない事実である。

たとへば第三国会 III Государственной думы の当該予算委員会でギリシヤ正教当局が必要とする支出を多額に肩代りをした。すなわち一、九一二年の予算表によると教会経費支出目四、二〇六万ルーブルであつた⁽²⁾。この金額のほか同年、教会はお上からの扶助金三〇〇万ルーブルが特別支出 Специальные средства の名目で国庫から支出されたことを予算委員会は明白にしている⁽³⁾。

なお、このほかほとんどすべての官庁当局はあれかこれかの方法で教会の経費を用立てた。

b. 教会所領の巨大性

次に国家はすべての教会および修道院の所領を教会および修道院の不可譲な財産として見なした。一、八六九年一〇月一五日宗務院の『お達し указ』は一〇月革命まで効果を作用していたが、それによるとそれぞれの教会の聖職者は九九デシヤチン Десятин (一デシヤチンは一、〇九二ヘクタール) より少なからざる土地の分配をうけた⁽⁴⁾と云われる。そのような広さの土地が分与され得ないところでは『お達し』は教区信徒に次の義務を負わせた。すなわち「その寺院の僧侶全員に毎月それに相当する手当の金員を納付するかないしそれ相当の生産物を送付することを定めた」⁽⁵⁾

キルチエフスキー В. Кильчевский によれば、二〇世紀はじめ、二五〇〜五〇〇デシヤチンの土地保有の教会は二四五、五〇〇〜一、〇〇〇デシヤチンは五〇教会、一、〇〇〇〜一、五〇〇デシヤチンが一四教会、一、五〇〇デ

シヤチン以上が一五教会あつた。しかして残余の七七、四四三教会に關して云へば、それぞれ九九デシヤチン以下であつたことなる。⁽⁶⁾

また国家は修道院の管轄に好適な土地を見出すと、修道院に手当の性質をもつ巨額の金員を支払つたと一、七六四年に発表した。かくてエプロペイスク修道院は一、九〇五年、ロシアの五〇県におよぶ管轄地域で七三九、七七七デシヤチンの土地を領し、キルチエスキーの計算によると各修道士、修道女がほぼ四〇デシヤチンの土地を持つたことになつたといはれる。⁽⁷⁾ それゆえ一、九〇八年公式数字によれば、一〇、〇〇〇デシヤチン以上の土地保有一〇修道院、一〇、〇〇〇以下五、〇〇〇以上七修道院、五、〇〇〇〜三、〇〇〇、一二修道院、一、〇〇〇〜五〇〇、五九修道院、五〇〇〜二〇〇、二三五院、で最少保有地五〇デシヤチン三六院であつた。⁽⁸⁾

この時期における一般人の私的個人的土地保有 Частная личная поземельная собственность について一、九〇七年内務省刊行の「一。九〇五年の土地所有統計 Статистика землевладения 1905 года」により、レーニンの言葉を借りればヨーロッパ・ロシアでは、第三表、第四表の如く一方では三方に足りない地主が七、〇〇〇万デシヤチンの土地を所有しているのに対し、他方では最少の分与地をもつ一、〇〇〇万の農民がこれと同じ面積を所有している。最大の地主の一人当りの平均土地所有面積が二、三〇〇デシヤチンであるのに極貧層一家族一戸当り七デシヤチンにすぎない。こんな狭い分与地では農民は生きてゆくことができず、徐々に死んでゆくより仕方がないといふこととなる。⁽⁹⁾

これらの必然的状况は極貧農民衆 Многомиллионных Масс беднейшего крестьянство をして否応なしに教会を含む大土地所有者 Землевладельцы に隷属せしめずにはおかなかつた。

二〇世紀初期の全ロシアをおおい、また一、九〇五七年の革命時には巨大な高さに達した農民一揆 Крестьянских

(第三表) 1905年土地所有統計

所有地規模	所有地数	土地面積	所有地当平均面積
500~2,000デシセチン	21,748	20,590,708	947
2,000~10,000	5,386	20,602,109	3,825
10,000~	699	20,798,504	29,754
計	27,833	61,991,321	2,207

* В. И. Ленин. соч. Т. 18, стр. 17 邦訳第18巻同21頁より引用

(第三表) 分与地

分与地規模	戸数	土地面積	一戸当り面積
5デシヤチン未満	2,857,650	9,030,383	3.1
5~8	3,317,601	21,706,550	6.5
8~15	3,932,485	42,182,903	10.7
計	10,107,731	72,919,806	7.0

* В. И. Ленин. Соч. Т. 18, стр. 17 邦訳第18巻同22頁

Восстанийの波は唯単に個人の土地所有に反対するばかりでなく教会土地所有 церковного землевладенияに敵対する方向をもとつたのである。⁽¹⁰⁾

c. 寺院領に対する反抗

このような状況のもとで農民が教会領、修道院領 Монастырских земельを強奪した事実は多数の資料 Документахに見出される。たとへば一、九〇七年二月一日刊行の雑誌クルス Русьに「修道士巡霊 Монахистражники」という論文が発表され、それによるとグリンスク県で修道院領を占拠せんとする農民の企てに対し闘うため武装修道士の警備隊が組織されたと報じている。グリンスク Глинск 院長イアニンスキー Иоанниковийはその弁明書 Обясненииの中で、農民は一、九〇六年五月二〇日該修道院から四〇露里 верста (一露里は一、〇六七キロメートル) のガマレニフ院を襲撃したのちグリンスク院に向うことは明らかである旨ある僧院から通知あり、武器をとってそれ自体を防備する以外他の手段をもたぬ僧院は、そこで生活する人々のうち一五人に武器交付を郡警察署長 Исправник に要請し、容れられ

た。その後、近隣僧院の略奪がくり返され、次にその僧院がいくらかの威嚇的な匿名の手紙をうけとったとき、警察署は僧院に、僧院の中に武装せる人を増員する請願を市民のあいだに高めることをすすめた。⁽¹¹⁾

このような僧侶階級の陰気な証言に俟つまでもなく、農民の院諸領略奪は自然発生的かつ組織的でさえあった。⁽¹²⁾ もちろんこれに対し僧侶階級を含めた大地主たちも、軍隊、警察の援助を求め、この農民一揆による土地の加害から強引に守ったのである。

ところで正教会組織は国家の厚い保護をうけ、巨大な教会、修道院財産をもってロシア国民のあいだに支配的宗教として生き続けてきたが、それを可能にさせた個々の経済的運営状況について考えて見たい。

考察の順序としてまず修道院（以下特記する以外は尼僧院も含む）、つぎに教区教会つまり聖堂区つき司祭職、さいごに高位聖職者にふれてみよう。

2. 修道院の経済的運営

a. 不動産収益

ロシア修道院の財産と収入に関する最も詳細な研究は一、八七六年匿名で出版されたが事実にはベテルスブルグ神学大学教授ロステイスラポフ Потрябов によって書かれたものである。そこで彼はそれを修道院の宗務院宛報告とその他の公式資料を基にして書き上げた。⁽¹³⁾ それによると修道院所領の大きなことは前述したが、しかしその多くは森林地帯であり、そのいくらかはその保有地帯から薪炭、木材を切り出し販売収益を挙げた。この方法で一、八七一年二二、六六ルーブルの収益を挙げたサロフスカヤ Саровская 院を含め年収一、〇〇〇ルーブル以上が四院あったとのことである。ノヴォホロド Новгород 管区の一〇院は牧場から八〇〜二〇〇トンの干草を収穫し、ほとんど

は私用に供したが、三院は余剰を販売して一三二〜四四三ルーブルを売上げた⁽¹⁴⁾。数院はライ麦、小麦、ポテトなど多数収獲し、八院は少くとも各院三〇頭前後の牛を飼い、いずれも、多分彼らの食料に供された。しかし主として自己用に供する土地の運営はいずれにしても大したことはないので問題は大きな所領の賃貸である。

ディベール Твер 管区院では八一デシヤチン以上の果樹園、牧場、耕地、と三つの池を賃貸して年二、二七五ルーブルを得、シンピリスク Синбирск 管区院では三四デシヤチンの牧場で四八〇ルーブル、ザドフスカヤ Жадовская 院は三三二デシヤチンの耕地、牧野で年収一、二〇〇ルーブル、他に遠隔の所有地賃貸で一、九〇四年、年収五、一五二ルーブル、僅かに一二八デシヤチンが私用に供されただけであつた⁽¹⁵⁾。

このように地方の修道院は牧畜、耕作、漁業権いわゆる農業収益、しかもそれは賃貸料収益を非常に大きな収入源とした。形態的には資本主義的農業企業であるよりもむしろ賃貸料率契約面から実質的に農奴生産的搾取が見られた⁽¹⁶⁾。

一方、都市修道院においては、店舗、住宅等を所有し、その賃貸収益が多であつた。たとへばトロイツコ・セルギエヴァ Троицко-Сергиева 院は一、八七二年にセルギエフ・ポサド Сергиев-Посад の繁華街の商店舗の賃貸で年収三、一九二ルーブルになり、一、九一七年にはそれから一〇九、四四〇ルーブル収益を得た⁽¹⁷⁾。アリェクサンドロ・ネフスカヤ Александрo-Невская 院はベテルブルグ運河に沿つた二三棟の巨大な穀物倉庫を貸して一、八七〇年に少くとも一五〇、〇〇〇ルーブルの年収を得た。それだけではない。その上屋に荷卸しする穀物袋当りニコベイカの手数料を徴収し、少くとも年五〇、〇〇〇ルーブル以上の副収益を得た。かくてこの施設は一、八七四年にベテルブルグ在のどの富豪よりも多くの収益を得たと云われる⁽¹⁸⁾。

修道院はまた他都市部在施設を活用することも多い。たとへばディベール院はモスコウに旅館 Подворье を持

ち、一、八九五年知人に賃貸して三五、四〇〇ルーブルの年収を得た。ヴァラアンスキ Баранский 院は同じくモスコウの旅館から年三五、〇〇〇ルーブル。ペテルブルグのそれから五〇、〇〇〇ルーブル、他に各都市の建物賃貸収益一〇、〇〇〇ルーブルを得た。ロステイスラボフは総計六七修道院が一、八七四年モスコウ所在不動産から収益を挙げたことを報じている。⁽¹⁹⁾ 目立ったものとしては先述のトロイツコ・セルギエヴァ院がモスコウ在不動産から年一〇〇、〇〇〇ルーブル、それが革命直前には一五三、五六一ルーブル、ペテルブルグ在不動産から一七八、五六一ルーブルの収益を挙げている。もちろんこれら不動産は他の企業活動に供することも多い。該院も賃貸以外の不動産で石版工場、印刷所、鉄工所、鋳前工場、煉瓦工場、ローソク工場、礼拝用具製作所などを経営していた。⁽²⁰⁾

このように都市在修道院は多くは所有不動産を店舗、旅館、住宅などに賃貸し企業改益を挙げていたと云へよう。

b. 献 金

ロシア修道院訪問の巡礼者は多数いるが正確にはつかめないが百万は下るまいと云はれた。たとへばトロイツコ・セルギエヴァ院には年三〇万人を越え、キエフ・ペテュルスカヤ Кievo-Пeтeрскaя 院もそれを下らない。こうなるとこれら巡礼者の寄進の額は馬鹿にならない収益である。しかしこれは必ずしも修道院の純益にはならない。何となれば巡礼者滞在中の食費生活費は院の負担という慣習があつたからである。⁽²¹⁾ しかし巡礼者は聖像に祈りを捧げるため礼拝用のローソクを買った。トロイツコ院を例にとれば一、八七〇年に三二二、二四五本を売り、三九、五二八ルーブル収益を得たと報ぜられているが実際には七〇、〇〇〇〜八〇、〇〇〇ルーブルの収益があつた筈である。

他の収益は特別祈禱料、修道院内各所にある献金箱収入、聖餐拝受のパン、聖像 Иконы、聖画、宗教文献、修道院印煉瓦その他の記念品の販売、死者の葬式、埋葬に関する費用などでいづれも馬鹿にならない。その他基金募集の勸進旅行が屢々行なわれたが、これは一、九〇一年宗務院によりいかなる方法による勸進も禁止された。⁽²²⁾

c. 投資収益

修道院の他の収入は投資収益である。修道院は農村、都市在それぞれの企業施設の維持拡充のため投資をし、その利潤？ は前述の如く莫大であるが、それ以外の余剰金は四分ないし五分利付政府債を購入することに義務づけられているので、ここではそれについて一言しよう。これに対する投資額から自らその年収が算出できるので第五表により一、八七三年修道院の報告によるこの種収益をうかがうことができる。

a. 国庫補助

(第五表) 修道院の政府債投資額

修道院数	投資額 (ルーブル)
18	5,000~10,000
45	10,000~20,000
37	20,000~30,000
24	30,000~40,000
12	40,000~50,000
7	50,000~60,000
4	60,000~70,000
3	70,000~80,000
5	80,000~100,000
9	100,000~200,000
* 3	200,000~800,000

J. S. Curtiss, Church and State in Russia, 1965, p. 109.

但し*印は同頁文中記述により附加

修道院に対する国庫の補助は後述の司祭職、に対すると同様にそれほど大きな額ではない。原則的にこの補助は一、七六四年エカチェリーナ二世 Екатерина II, Алексеевна Романова, (1729~96) 「在位1762~96」によって行なわれた教会財産国有化 секуляризация に対する補償と考えられていた⁽²³⁾ので、それ以後建立された施設には当然与へられず、従って一、九〇五年全体の三分の二に当る三三七修道院、二〇八尼僧院が恩恵に浴したのである⁽²⁴⁾、しかしその額は僅少で、一、九一

〇年それらのほとんどはけ年一〇五~五、五八五ルーブルをうとただけである。もっともクラスノストコツカヤ Крaсноcтoкcкaя 尼僧院の年三〇、〇〇〇ルーブルを筆頭に五尼僧院に限り以下一一、九五〇ルーブル迄を特別に受領した。

さて、一八世紀の教会財産国有化にも拘らず修道院は革命前には土地、施設の無財産ということから程遠かった。

その理由は、接收時のさだめによれば財産を没収した代りに各院はあらためて帝室領から六〇デシヤチン宛下附される筈であったが実際には一〇〇〜一五〇デシヤチンをうけ、更に各院とも製粉工場、漁業権など併せ与へられた。この最低限にとどまる院などはなく、その後勅許をうけて未開発原野を購入ないし寄進により獲得することを認められた。一、八九〇年宗務院の資料によれば、一一修道院は各二、〇〇〇デシヤチン以上、そのうちカジエオジェルスキ
 一 Кожозерский 院は二四、八三六、ソロベツキー Соловецкий 院は実に六六、〇〇〇デシヤチンを所領した。
 かくて一、九〇五年ギリシヤ正教会修道院はヨーロッパ・ロシアにおいてその〇、二%にあたる総計七三九、七七七デシヤチンを領有したのである。⁽²⁵⁾

3. 司祭職の経済的条件

a. 手数料収入

司祭職扶持の一般的手段はサービス給付に対する支払いであった。教会法では懺悔、聖餐式、婚姻、洗礼、埋葬などに関する司祭職のサービスに対して金銭の支払を禁じてあるが、依頼者がかれらに適宜の献金をすることは自由であるし、司祭職もその善意はこころよく受けとることが慣習となっていた。もちろん司祭職はまた、年忌、益暮の祈禱、および個人の出生、洗礼、婚姻、死亡などの記録簿にもとづく証明などを取扱った。⁽²⁶⁾ いまでいう、いわゆる戸籍事務はギリシヤ正教会が支配的宗教である限り必然的に聖職者の末端である司祭職がうけもつ運命でもあった。

司祭職はその他学校司祭、法廷神父などで僅かな補助的収入を得た。司祭職に対する尊敬の存否に拘らず国民は否応なしにこの末端聖職者と接触せずには生活できないところに問題があった。つまり国民の眼にはかれら司祭職は多かれ少かれ搾取者として映っていたのである。国民と僧侶の間に敵意が発生し、坊主はできるだけ取ろうとし、国民はできるだけやるまいとする。そしてそれは多くの場合トラブルの種となった。⁽²⁷⁾

国民——といっても大多数は農民——はこのような教会宗教、教会組織を運命的に課せられたものとして受取り、積極的に反対しない者でも多くは深い関心を持つに至らなかった。従って国民の敬神は単なる形式であり、生活上の必要手段であった。「お腹が減れば総主教様でも、*бискуп*を盗む *Голодный и патриарх хлеба украдет*」聖像も杓子も一つの木から *Из одного дерева икона и лопата*「百姓まめで坊主は満腹 *Мужичь ими мозолями бары сню живут*」犁で働くは百姓、食うは坊主ども *Один с сошкой, а семеро с ложкой*「生れても、洗礼うけても嫁とつても、死んでも、みんな坊主に金とられる *родись, кредитъ, женись, умирай-за все денести подай*」をばつめロシアの古諺は宗教、僧侶を冒瀆したものが多い。

b. 給与としての国庫補助

司祭職は生活のためまたは施設の維持、建設のため教区民に対し喜捨を仰ぐことも多く、例へばモスコウで戸毎に定期的喜捨を行いそれが年八ないし一〇回に及んだ。この方法は住民の聖職者に対する悪感情を発生し後者は次第に窮地に落入ることになる。これが国家による司祭職への給与支払を行わせるに至る動機の一つとなった。国家給与運動は一般的には一、八九三年に遡る。時の宗務総監 *Победоносцев* は *Александр III, Александрович Романов (1845~99)* 「在位1881~94」に訴え、すべての正教会聖職者の国家による生活補助が希ましいことがツァーにより正式に認められ、以後国庫補助は急増し、一、九〇〇年国庫は教会に二二、五五九、六八五ルーブルを割当て、うち一〇、二六三、三九六ルーブルが司祭職に支払われた⁽²⁸⁾。

ではこれは司祭職各個人当りどれくらいに当るであろうか。一般に教区聖職者の国家給与は最下級の補祭見習の年一〇〇ルーブルを含めて年三〇〇ルーブルぐらいであり、この率は一、九〇三年宗務院で平均基準として、採用されたものだが、実際には一、八九三年に採用された率、つまり一〇〇〜一八ルービルの支払をうけるにすぎなかった。

ており、これを私物化することを得た。不幸なことに高位聖職者の収入が定期的に公表されることがないので詳細は

(第六表) 高位聖職者収入(1906) 単位ルーブル

	モスクワ 府主教	ペテルブル グ府主教	ノヴォゴロ ド大主教	キエフ 府主教
俸給	6,000	5,000	1,500	5,000
国庫補助	4,000	4,000	4,000	4,000
管内事業	8,000	.	2,000	10,000
修道院よ りの収入	チュドフ修道院	アレクサンド ロ・ネブフス カヤ修道院	ノヴォゴロ ド旅館(モ スコウ)	ペチエルス カヤ修道院
	トロイツコ セルギエヴァ 修道院	250,000	300,000	65,000
	イベリア聖堂	45,000		
計	81,000	259,000	307,500	84,000

* J. S. Cultiss, Church and State, 1965 p. 88 より引用

なお、他の主教職の収入明細は省略。

しかも補助をうけるのは良い方で、一、九一〇年ヨーロッパ・ロシア三九管区の二九、九四六教会のうち一〇、一五三教会聖職者はまったく国庫給与補助はうけていなかった。⁽²⁹⁾

4. 高位聖職者の経済的条件

a. 地位付帯の所得

ギリシヤ正教会の主教職にはいろいろの収入源がある。まずすべて国庫より給与補助をうけていた。一、九〇〇年予算ではそのうち一二人が年四、〇〇〇ルーブルを受けていたが一、九〇三年以降はほとんどの主教職が同額をうけとるに至った。もっと重要なことは第六表にも示される如く高位聖職者たちが自己の管内にある修道院長の地位に由来する収入であった。

一、八九七年宗務院の「お達し」によると純益の三分の一は僧院の長たる主教職の手に当然帰すことが許された。また管内の教会付属事業たとへば旅館からの収入はまったく主教職の裁量に任されていたことである。⁽³⁰⁾ その事業所がたとえ自己の管内外にあった場合でも、たとへばノヴォゴロド Honoropol 大主教はモスクワ在の修道院所有の旅舎から莫大な営業収入を得

わからぬが、いずれにしても、一、九〇三年ロシアの工場労働者の平均年収は二一七ルーブルであり、農民はもっと低かつたことを知れば高位聖職者のその地位にもとずく所得が如何に莫大であつたか、また国民と直接に接触する末端聖職者の国庫補助と対比して後者が如何に割の合はない憎まれ役であつたかを知る。

b. 資本主義的企業

礼拝用に必要なローソク *Cireux* は莫大な需要をもつので、そのような宗教的必要を満足させるためのローソク製造工場と製品倉庫の建設、経営はたとへ自由競争下においてさえ充分強力な資本主義的企業とし存在し得た。一、九一〇年までローソクの生産と販売は高位聖職者のうち特に地位のある者たちが各行政機関の保護のもとにそれぞれの地域で独占的な作業工程のもと、また独占的販売価格でたずさわつてきた。一、九一〇年はじめローソク工場代表者会議が設立されたが、後にローソク工場中央委員会を設置した。⁽³²⁾ この機関は正に資本主義的企業連合 *Синдикат* であつた。これはすべてのギリシヤ正教管区内のローソクの工場と倉庫をその管理下におさめた。生産増大のためのローソク原料の集中に当り国内のみならず外国貿易にも手を広げる強力な経営活動をした。委員会はヨーロッパ経済活動の中心地たるロンドンに事務所を設置して蜜蠟の冗占めに当るのみならず委員会経由以外ロシアで蜜蠟を取扱うことを禁止した。このような独占の実現は委員会と教会組織をしてローソク販売市場をそれ自体の判断で自由に操作することを可能にした。一、九一〇年次報告ではその企業連合の資本総計四、〇〇〇万ルーブルであつた。⁽³³⁾ 宗務院—この構成員は事実上委員会メンバーにオーバーラップするが—は教会組織の必要に応じて企業のための私的資本を引き入れた。他に宗教儀式用のブドウ酒生産の件がある。一、九〇〇年タウリタ県 *Таврической Губернии* (クリミヤ) から出した「ロシア通報 *Русские ведомости*」によるとかれらは教会組織のため南部のブドウ地帯でブドウ酒の独占的生産のためグルシアに土地を得て資本主義的企業体を予定し、宗務院の同意を前以て確保したと。その計算に

よると全ロシアの教会で毎年ほぼ五〇〇万本のブドウ酒を必要とする⁽³⁴⁾こととて、この商売はきわめて採算のとれるものであったらう。

また同じころ礼拝物販売のうちロシア人の生活に不可欠用品たるイコン（聖像）の生産販売につき宗務当局と結託して金属イコンの大量生産販売に乗り出した企業家のため、従来の農民大衆の家内工業的イコン生産が重大な損害を蒙り、生活のための後者の請願を、宗務院は放置した⁽³⁵⁾。

ギリシヤ正教会とブルジョアジーの密接なむすびつきは、封建制度の古い土台を残しているにも拘らず、その上にロシアの工業発展が展開した特殊ロシア的状况を現出せしめたのである。

以上の如く国家は正教会に対して保護育成を企てたと云ってもそれは直ちにその経済的地位に全面的な財政的肩入れを意味するものではなかったことは今まで見てきた通りである。ティマシエフ N. S. Timashev によれば一、九〇〇年教会収入の入念な研究の結果その収入一・二二億ルーブルのうち国庫支出は僅か〇・二三億ルーブル超なかつたし残余は他からの「篤志な献金」によつていた⁽³⁶⁾としている。だが彼は少し見当違いをしているようだ、すなわち、国庫補助の多寡が国家の教会に対する評価の如何に直結するものでないことは自明の理であり、問題はそんなことではなく、国家の厚い保護を受けた野放凶な「篤志な献金」の内実を検討しないでは正教会の停滞と腐敗の問題が解決できないことを知るべきだらう。

- (1) “Обер-Про. деятельность Государственной думы III созыва,” ч. 3, приложение 2. СПб. 1912, стр. 12
- (2) Там же. стр. 7
- (3) Там же. стр. 19

- (4) В. Кильневский. Богатство и доход духовенства, СПб., 1908, стр. 6
- (5) Там же.
- (6) Там же.
- (7) Там же, стр. 10
- (8) М. М. Персиц, Там же, стр. 57
- (9) В. Ленин, соч. т. 18, стр. 31. 邦訳'レーニン全集第一八卷三七頁
- (10) Цит. Л. М. Емелян, Там же, стр. 459~494
- (11) Там же, стр. 482
- (12) М. М. Персиц. Там же, стр. 58
- (13) J. S. Curtiss, op. cit. p. 95
- (14) Ibid
- (15) Ibid. p. 96
- (16) Ibid
- (17) Ibid. p. 97
- (18) Ibid. p. 98
- (19) Ibid.
- (20) Ibid. p. 99
- (21) Ibid. p. 100
- (22) Ibid. p. 107
- (23) Болъшан. Там же. т. 34, 1955, стр. 361
- (24) "Всеподданнейший Отчет, Там же. за 1905~7 2." СПб. стр. 100
- (25) J. S. Curtiss, op. cit. p. 94
- (26) John Hazard, The Soviet system of Government, Chicago 1957, p. 100
- (27) J. S. Curtiss, op. cit. p. 121

- (28) *ibid.* p. 123
- (29) *ibid.* p. 124
- (30) *ibid.* p. 90
- (31) Министерство Торговли и Промышленности, Свод Отчетов фабричных инспекторов, 1903, стр. 171
- (32) М. М. Персиц, Там же, стр. 11
- (33) Там же, стр. 12
- (34) “Русские ведомости” 5 август. 1900. 2.
- (35) М. М. Персиц, Там же.
- (36) N. S. Timasheff, Religion in Soviet Union, London, 1943, p. 6

三、正教会を中心とする教会と文化

——帝政の宗教政策(3)——

1. 宗教教育制度略史

聖職者教育の必要性はピョートル大帝のときから明らかとなった。彼はまずモスコウ・アカデミー(大学)に関心を払った。それはロシア北部における信仰教育の唯一の源泉であった。彼はまたキエフ・アカデミーの財政的位置を改善した。次に彼は彼の職務との関連において初等および中等コースを持つ聖職者学校の設立を主教たちに要求し、一八世紀末に基金の不足を克服してすべて設立された。そしてこの世紀末ロシアにおいて三つの聖職者アカデミー(キエフ、モスコウ、ペテルブルグ)、三六のセミナリー(専門学校)、一一五の聖職者学校を持つに至った。⁽¹⁾これらのうちから著名なひとたちが輩出した。一、八〇八年アリェクサンドル一世 Александр I, Пскович Романов, (1777~1825) [在位1801~25]の命により聖職者教育制度が次の四分類に再配分された。すなわち、(一)

高等教育のためのアカデミー(一)中等教育のためのセミナーを各管区に設置(二)地区学校(三)初等教育のための教区学校を各町村に開設したのである。一、八一四年聖職者学校の新規則が宣布され一般教育と特殊教育の両コースを持つ聖職者階級のための学校として再組織された。一、八四三年以来聖職者階級の女子のための制度が開設された。一、八六七年これら制度は宗務院に設置された教育委員会によって管理されることになった。一、八八四年聖職者教育でなく一般人のため各教区に教会学校の設立計画が実施に移された。⁽²⁾その趣旨目的で設立計画が実施に移されたところの趣旨目的は正教会信仰を基軸にした国民教育を振興するためで、初等学校と師範学校に区分された。前者は読み、書きなど初等教育を授けるもので一学年コース校と二学年コース校および日曜学校とに区分され、後者は前者の初等学校の先生を養成するもので普通師範学校と高等師範学校に分れ、これらはすべて一、八八五年設置された宗務院の学校評議会により管轄された。そしてこの制度は第一表に示された聖職者教育制度と併せて革命前まで存在した。⁽³⁾

2. 教育への宗教的干渉

a. 国民教育の方針

ロシアにおける著名な進歩的教育家バフチュロフ B. П. Вахтеров (1853~1924) は革命前におけるロシアの国民教育を指称して、それは二つの官庁、すなわち警察と宗務院の根気のよい監督のもとにあったとした。警察の許可がなければ学校を開設することも、先生を任命することもなし得ないし、また既に認可された学校でも警察がそれ有害であると認定したときは存在し得ない。⁽⁴⁾警察があればこれの学校を有害とか有用とか判定するさいの指導規準は次のようなものからなっていた。それはどれだけ反政府的行動、思想を持っているかどうか、またどれだけ正教の精神聖霊が滲透し、独裁主義的、大国主義的狂信的愛国主義 Великодержав.:ото Шовинизм が滲透しているかいなかった。

教会と聖職者たちはまたすべての学校経営を統制した。教会法を教える神学教師は根気よく他の先生を監督した。聖職者は警察がそれに対して主張できないような場合でも、好ましくない教師を免職したり、学校を閉鎖することが容易にできた。⁽⁵⁾

次に学校教育をエリートコースとしてでなく国民大衆に許容することについて当時の要路者はすべて否定的であった。たとへば一八九〇年代警察局長官の一人ペトロフ H. N. Перов はロシアの農夫は正に文盲のまま、ただ支配をすればよいのだと言ったり、一九世紀後半の文部大臣の一人レオンチェフ Леончев は「国民大衆の教育に反対して闘うに必要なのは唯腕力だけである」と卒直にのべた。地方警察について警察独裁政治の教唆者であり、事実上の指導者であったポベドノスツェフ Победоносцев は「国民教育の普及は絶対有害である」と考えた。⁽⁶⁾ とは云え読み書きできる能力をもった官吏農業技師医師などいわゆる支配層が不足していることも一つの理由で、前述の普通および高等教育施設を開設した。勤労者国民大衆の子弟にとって前者は入学しうるがかれらにとって理解し難い高額の教育費用を要するので非常に困難であった。これはすべての教育施設に及んだのでそれゆえレーニンは一、九一〇年度内務省版『ロシア年鑑』に依拠し乍らロシアにおいて「法令に達した学童適齢者と未成年者数は住民の二〇%以上つまり五分の一を占めている。…すると学童適齢者は二二%なのに在学者数は四・七%つまりそのほとんど五分の一である。これはロシアの学童と未成年者のおよそ五分の四が国民教育を拒否されていることを意味する」とした。⁽⁸⁾

b. 科学的智識の敵視

次に教会組織は学校教育によって滲透する恐れのある科学的知識にできるだけ生徒が受洗されないよう強い手段がとられた。

国民教育について教会組織は次の三つの課題を持った。まず愛国主義を持ちかつ真正のギリシヤ正教徒の精神で教育が貫らぬかれること、それに従ってあらゆる教育の原理原則がなされるべきこと、最後に生徒が得た科学的智識の悪影響をあらゆる手段で消去、中和することであつた。⁽⁹⁾ この課題解決の責を負つた重要な人物は神の摂理を説く神学教師 Закоучитель 小学校司祭 Школьный священник であつた。

彼らは次のことを監視することを義務づけられた。すなわち、教育にさいしてギリシヤ正教の信仰、教会帰依し、その奉仕者としての感情を持ち、秩序を愛し、法を遵守し、また聖職者の地位と祖国に反するようなことを吹き込んでいるかどうか。たとへば聖油の儀 Мирвоелени などを初等学校の学科目に入れるかどうかで争うようになつたらぬことをしているかどうかまたすべて初等学校で使用する教科書は宗務省 Духовный ведомство または国民教育省の認可を得たかどうか、そしてさらに、低級な庶民的内容 Романического содержания の書籍とか現行秩序を弄する自由思想、聖書冒瀆の書かれた書籍を読ますために生徒に与へているかどうかであつた。⁽¹⁰⁾

神学教師は自然科学の授業を熱心に監視した。それは自然科学智識の摂取により生徒が宗教の影響を無茶苦茶にしないよう配慮したのである。前記バテロフは次のように回想した「私はその時代の児童の学校教科科目について、教科課程の実施にさいして予知できないことに出会うことがあつた。たとへば聖職者組織の代表者が課程内容につき會議で口を出したり、視学官がそれらを監査し強制的忠告をすることがしばしばあつた。太陽について、私が子供達を太陽崇拜者にしたことを非難した。…イオンについて私の云つたことが聖書に示されていることと矛盾すると非難した。石器時代の原始人の授業についてその歴史はアダムとイヴの聖書の話と矛盾すると指摘した。地理で行う団体見学に関して有史以来六、〇〇〇年を経過した現代を聖書によってのみ説明させんとした。…」⁽¹¹⁾ のであつた。このように学校教育は神の摂理がすべての教育の中心となり、宗教を教えることに最高の価値を与へたのである。だから読

み書き算数の實際の能力の発達さえもまたどのような科学的智識についても語る能力を持たなかった。⁽¹²⁾

神学の授業に占める内容は次のような『宗教道德觀念 Религиозно-нравственных понятий』に帰着せざるにあらざらぬ。すなわちツァーの権力は神より出でたるもの、前近代的な特殊ロシア的君權神授説を永い間かかって叩き込むことであり、『天上の樂園のための地上の苦しみ Земного ада Ради Небесной Рая』という辛抱強い着古された苦難への必然性を吹き込むことであつた。⁽¹³⁾このような神学の授業は生徒から實際の生活環境に必要な理解を弱めて宗教的幻想に連れ去る以外のなにもでもない。

c. 教会立学校の設立

一九世紀末から革命による専制政治瓦解までの帝政の学校教育政策は世俗の学校をそのような宗教専制主義的衣装で包みこむことであつたが、もっとも手っ取り早い方法は一般人のため、教会当局に従属する教区のミッシェン・スクール Конфессиональная школа を普及するにあつた。宗務院は前述の如く『数区立教会学校に関する規則 Правила о церковно-приходских школах』を検討するため委員会が設立され、一、八八四年六月一三日に施行された。時の宗務総監ポベドノスツェフは一、八八一年二月内閣委員会においてこれに関し次のように述べた。すなわち、…教育環境を異にするこの学校は他の見地に立つ国民学校より教会の正しい、思想温健な国民教育精神の発動に大きな保証を与えるものであり、それゆゑ相応の支持と奨励をなすにふさわしいものであると⁽¹⁴⁾した。

一、八八七年から一、九〇五年まで教会立学校に対する国家支出の増大とそこにおける生徒数の増加はペルシツ M. M. Перци が公式資料にもとずき第七表の如く示した。

宗教学校当局はその独自の方針を貫徹するため、二年制教会立師範学校が設立されたのである。云うまでもなくこの学校の主要な学科目は神学とそれに関連するものが大部分を占めていた。すなわち一般教会史およびロシア教会史

(第七表) 一般人のための教会立学校の推移

年	教会立学校への 国家支出割合	教会立学校数	その生徒数
1884	55,000	—	—
1887	175,000	15,471	408,721
1894	525,500	31,835	931,076
1895	875,500	36,836	1,116,492
1896	8,454,645	—	—
1897	4,954,645	38,475	1,338,598
1905	10,091,916	42,886	1,990,321

* M. M. Персиц. Отделение Церкви от Государства и Школы от Церкви в СССР. Москва. 1958 стр. 40 より引用

церковная история русская и общая 聖歌 церковное пение 教会ス
ラブ語であり、副次的なものとしてロシア語、文学および文学史、一般
史、ロシア史、自然科学智識などがあつた。⁽¹⁵⁾
それら教科目の教科書は学校が具申し宗務院が認可した。この教会立
学校は一種独特の閉鎖的システムをとっており、主要な教職員は教会指
導者学校を終了したもので構成され、世俗学校卒業者は特別な場合のみ
採用された。前述の表に見られるように教会立学校の発展とその学校経
営への国家支出の増大は、それが教育の国家支配という面と、世俗学校
を、国家の政治方針にヨリ好ましい教会立学校の低い代用として考える
に至つた。⁽⁹⁷⁾

(1) E. H. Minns. op. cit. p. 873

(2) Ibid.

(3) Ibid. p. 874

(4) B. П. Вахтеров. Спорные вопросы образования. Москва. 1907
стр. 46

(5) M. M. Персиц, Там же. стр. 35

(6) А. ф. Петрищев, Заметки учителя. СПб. 1905. стр. 40

(7) Там же.

(8) В. И. Ленин, Соч. т. 19, стр. 115 邦訳、レーニン全集第一九卷第二三四頁

(9) M. M. Персиц, Там же. стр. 37

- ⑩ Там же.
- ⑪ В. П. Вахтеров, Там же. стр. 40
- ⑫ 同様のことは帝政版図内の回教徒地域の回数初等学校 Мектебе 回教上級学校 Медресе およびユダヤ人地域のユダヤ教小學校 хедеры とユダヤ教上級学校 Талмуд-торы にも類してそのキーゼの律法とカローランの釋暗記を中心とした授業を課境衛生施設の類にいうに足る類はつた餘餘は記載のみ残つてゐる。См. Н. А. Бобровников Русско-туземные Учипица, Мектебы и Медры в Средней Азии. СПб. 1913, стр. 42~73 且 В. Д. Чапгурия, Очерки по истории просвещения в Аджарии, Батми. 1942. стр. 19~
- ⑬ М. М. Персиц. Там же. стр. 39
- ⑭ С. В. Роджественский, Исторический обзор деятельности Министерства Народного просвещения, СПб., 1902, стр. 650
- ⑮ М. М. Персиц, Там же. стр. 41
- ⑯ Там же.

む す び

キリシヤ正教会が一、五八九年モスクワにいわゆる第三ローマ帝國を建設して以来、数多くの名僧智識が正教会の發展の主柱となつた。たとへば近年ではホロネーシチ Воронеж 主教シチアロフマン Мигрофан (1703歿) ロストフ Ростов 府主教チキシヤツキー Димитрий (1709) イネクターツク Иркутск 主教イノヤンナ Инносент (1731) ホロネーシチ主教テチジョン Тючон (1783) など信仰と敬神にまつて教訓多き証を示したし、ノヴァチロヒ Новгород 府主教テオファン・プロコフサニチа Теофан Прокопович (1736) チョルニコフ Черников 大主教 フヤラント・グミンフスキー Хиларет Гумилевский (1866) モスクワ府主教マカリウス・バルゲロフ Масари-ус Болтаков (1882) など宗教教育活動の面で顯著な活躍を示したのをはじめ多くの草の根の開拓者達の血のこ

む布教と説得活動がなければとうてい四世紀余に亘ってロシア人の魂を捉えられる筈がない。

とは云へ正教会支配の内実は帝政確立と版図拡大に伴い信徒の飛躍的増大にも抱らずそれは帝政末期になるに従って次第にきわめて政治的確保の色彩を増したところに全体として信仰体系の脆弱性を秘めていた。

それを正教会が法制的、物理的強制手段の行使の示唆ないし強行という形で国家組織と政治的に密着することによって補強せんとする限り、両者はその組織の本質を倭少化せざるを得なかった。

以上、正教会と国家との関係を前者の組織、活動の側面より見たが結論として両者の関係は密接な相互依存を形成し社会の進化に対する非弾力性を示していた。

すなわちギリシヤ正教が支配的信仰であり最大の公認宗教であったため、帝政制度下の政治はそれをツアーに対する忠順の簡単なメルクマールとして利用したこと、反対に正教会組織は公認を笠に着て信徒を拡大し、また意識的に布教活動の財源としてではなく虚飾と冗漫な生活の糧と見誤ったところに腐敗墮落と崩壊の原因の一端があった。布教が民衆のために行なわれないうところに真実の宗教は存在せず、その宗教組織は醜い腐臭を放つのみである。これは古今の宗教組織が数多くの先例を示している。

ギリシヤ正教会と帝政ロシアの二人三脚がその末期においていまわした歴史の轍（わだち）をどのように残したかを、またはギリシヤ正教会がなにゆえ革命によって打倒されなければならなかったか、ないしは革命によって再生されなければならなかったかを、さらにくわしく検討する必要がある。

※本論文は昭和四四年度文部省科学研究費補助金（各個研究）の交付をうけた研究の一部である。